様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年12月12日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）そうごでんぎょうかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 相互電業株式会社  （ふりがな）いたくら　としゆき  （法人の場合）代表者の氏名 板倉　利幸  住所　〒080-0801  北海道 帯広市 東一条南５丁目２番地  法人番号　3460101000809  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX 推進の基本方針 | | 公表日 | ①　2025年10月 8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　①当社ウェブサイトに記載 品質管理の取り組み/DX/電気工事業界のDXへの取り組みページ 「DX戦略（2025年10月8日）」からのリンク先に記載  　 https://sougodg.co.jp/quality/dx/  　DX ビジョン/DX 推進の基本方針 | | 記載内容抜粋 | ①  ◆DXビジョン  相互電業株式会社は、お客様の“困った”に即応する地域密着型の電気パートナーとして現場力にデジタルを掛け算することで情報の可視化・蓄積・共有を進め、「地域から愛される会社になる」を強力に推進します。従業員がその専門知識と技術を最大限に活かし、お客様へのサービス品質を向上させるとともに、地域社会の発展と人々の豊かな生活に貢献し続けることを目指します。    ◆DX推進の基本方針  　現場データをデジタル化し、クラウドで一元管理することで経営層がリアルタイムに進捗・品質・稼働状況を把握できる環境を整備します。データに基づく戦略的な意思決定とサービス品質・業務効率の両立を実現することで、経営と現場が一体となって地域への価値提供を加速します。  　デジタル技術を活用して社員一人ひとりの能力・経験・実績を“見える化”し、育成・評価・配置を最適化します。ベテランの知見をナレッジ化し、若手の早期戦力化を支援するとともに働きやすさ・働きがいの向上を図り、持続的に成長できる強い組織づくりを実現していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2025年10月8日の取締役会にて承認。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX 推進の基本方針 | | 公表日 | ①　2025年10月 8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　①当社ウェブサイトに記載 品質管理の取り組み/DX/電気工事業界のDXへの取り組みページ 「DX戦略（2025年10月8日）」からのリンク先に記載  　 https://sougodg.co.jp/quality/dx/  　DX 推進における施策と具体的な取り組み | | 記載内容抜粋 | ①　DX推進における施策と具体的な取り組み  ◆ 現場業務の効率化＆最適化  電気設備工事や電気保安業務の現場 において、デジタル技術を活用して、作業プロセスの効率化と最適化を目指します。例えば、モバイル端末を活用した現場状況のリアルタイム共有、点検報告のデジタル化、図面管理システムの導入を行っていきます。  ◆ 業務プロセスの全体最適化  顧客からの問い合わせから、工事計画、施工、保守、請求に至るまでの一連の業務プロセスにおいて、クラウドツールや基幹システムを導入することで、データの一貫した管理とペーパーレス化を促進します。これにより、部門間の連携を強化し、業務全体の安定性と効率性を向上させています。  ◆ ナレッジデータの蓄積と活用  長年の事業で培われた電気設備や施工に関する専門知識、過去の工事実績、トラブルシューティングのノウハウなどをデジタルデータとして体系的に蓄積し、社内で共有可能なナレッジデータベースを構築します。これにより、技術力の平準化や迅速な意思決定を支援し、顧客への高品質なサービス提供に繋げることが出来ます。  ◆ 安全・安定のネットワーク環境整備  業務のデジタル化やクラウドサービスの利用に伴い、情報セキュリティ対策を強化し、安全で安定したネットワーク環境を整備します。顧客情報や機密データの保護、不正アクセス防止のためのシステム導入、社員の情報セキュリティ意識向上に向けた研修を行います。  ◆IT・DX人材育成と持続可能な組織構築  DX推進を支えるために、ITリテラシーの高い人材の育成に注力します。社員へのDX関連研修の実施、IT関連資格取得の奨励、そしてDXを推進するための評価制度の見直しなどを行っていきます。    ◆ 地域・業界の変革への貢献  「地域から愛される会社になる」というビジョン や、「地域社会の安全と発展に貢献」という品質管理の目標 に基づき、DXを通じて地域社会や業界全体のデジタル化推進に貢献します。協力会社へのデジタル化支援や、デジタル環境整備支援を通じて、地域社会のインフラを支える電気工事業の魅力向上に貢献していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2025年10月8日の取締役会にて承認。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX 推進の基本方針  　戦略を効果的に進めるための体制に関する施策 | | 記載内容抜粋 | ①　◆業務改革推進グループ設置  DXを推進するために業務改革グループを設置  (2018年9月)  全体会議で行動内容を全社的に共有し、また各部署の 相談窓口としても活動しています。  ◆外部ネットワークとの連携  帯広市や北海道内の異業種DX事例を取り込み、現場 プロジェクトの発想を広げ、ITベンダー・自治体とつながりを持つことで、自発的活動が 「社内改善」だけでなく「地域DX」へと拡大します。  ◆ITスキル強化  　DX人材育成の観点から、IT資格取得を推進し、また ツールに関する研修を実施。定期的に情報発信を行っ ています。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX 推進の基本方針  　最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策に関する施策 | | 記載内容抜粋 | ①　◆業務フロー図等の整備による業務の可視化  基幹システムを導入し、その一環として業務フロー図 を整備し見える化を行いました。（2019年運用開始）  これにより、関係者間での業務の一般化と今後の業務 フローの拡張性を確保しました。  ◆クラウド移行に向けた環境整備  　データのクラウド化によって、遠隔地の現場やリモー ト作業時のアクセサビリティの強化、また紙データの 漸減を推進しています。  そのために必要な業務上の 課題を確認し、クラウド移行環境を整備します。  ◆セキュリティ対策の強化  　セキュリティソフトウェアを最新に保つことで、ハー ドウェアやデータの保護対策を取り、加えて社内教育 や情報発信によって意識を高めセキュアな環境を維持します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX 推進の基本方針 | | 公表日 | ①　2025年10月 8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　①当社ウェブサイトに記載 品質管理の取り組み/DX/電気工事業界のDXへの取り組みページ 「DX戦略（2025年10月8日）」からのリンク先に記載  　 https://sougodg.co.jp/quality/dx/  　戦略の達成状況に係る指標 | | 記載内容抜粋 | ①　◆プロジェクト件数:  期間内に実施された業務改善プロジェクトの件数  ◆人時売上高:  完成工事売上高 ÷ 総労働時間  ◆デジタルツール普及率:  デジタルツール利用者÷全従業員 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年10月 8日 | | 発信方法 | ①　DX 推進の基本方針  　①当社ウェブサイトに記載 品質管理の取り組み/DX/電気工事業界のDXへの取り組みページ 「DX戦略（2025年10月8日）」からのリンク先に記載  　 https://sougodg.co.jp/quality/dx/  　DX ビジョン | | 発信内容 | ①　相互電業株式会社は、お客様の“困った”に即応する地域密着型の電気パートナーとして現場力にデジタルを掛け算することで情報の可視化・蓄積・共有を進め、「地域から愛される会社になる」を強力に推進します。従業員がその専門知識と技術を最大限に活かし、お客様へのサービス品質を向上させるとともに、地域社会の発展と人々の豊かな生活に貢献し続けることを目指します。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2018年 9月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 8月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。